

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

第 3 次さいたま市 D V 防止基本計画 (素案)

令和 2 年 8 月

さいたま市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の基本方針	5
3 DVとは	7
4 さいたま市における配偶者からの暴力の現状と課題	9
第 2 章 基本的な考え方	16
1 計画の目標	16
2 基本目標	16
第 3 章 計画の内容	17
計画の体系	17
基本目標Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進	19
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	21
基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	25
基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実	28
基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力	30
資料編	32
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	32
2 さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	44
3 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する 基本計画の策定について 諮問書及び答申書 写し	48
4 さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況	49
5 さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿	50

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の経緯

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV は、家庭内で行われることが多いため発見が困難であり、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、DV 加害者に罪の意識が薄く、暴力を振るっている認識がないといった傾向が見られます。

暴力的環境の中で生きていくと、被害者は自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっていても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。子どもが暴力に巻き込まれて身体的な外傷を受けることや親の暴力を目撃し著しい心理的外傷を受けたりすることは、児童虐待の防止等に関する法律において、児童虐待であると定義されています。児童虐待と密接な関連があるとされる DV 被害者の適切な保護が行われるよう、より一層の関係機関等との連携が求められます。

なお、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題により、DV の被害者の多くは女性となっています。男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

さいたま市は、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、「女性に対する暴力の根絶」を重点施策として、性の尊重や暴力根絶に関する啓発、被害者への相談体制の整備・充実及び関係機関等とのネットワークの確立等に取り組んできました。加えて、平成 21 年 3 月に策定した「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、各種施策を推進してきました。また、平成 26 年 3 月に策定した「第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」では、目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」を掲げ、平成 31 年 3 月に策定した後継計画

の「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」においてもその目標を継承し、配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援に取り組んでいます。

また、これらの取組をより充実させるため、平成23年3月には「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（略称：さいたま市DV防止基本計画）」を策定し、平成28年3月には、新たにデートDV防止の施策や男性DV被害者のための相談体制の整備などを掲げた「第2次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しています。本計画は、この度、同計画の計画期間が令和3年3月に満了することに伴い、これまで以上に、DV防止対策の充実を図るため「第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」として新たに策定するものです。策定にあたっては国、県の取組みや市の他計画と整合を図り、様々な関係機関と連携・協働のもと、施策の推進を図ります。

（2）国際社会の動向

DVを含む女性に対する暴力に関する国際的な取組みは、国連を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取り上げられてきました。

平成22年には、国連で国連女性機関（UN Women）が発足し、「女性・女児に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「ジェンダー平等の達成」を達成の目標として取組みを行っています。

また、平成27年には国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsは、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」から構成されており、中でも目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」において、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、

性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証するためのさまざまなターゲットを掲げています。

（3）国、県の動向

国は、DV防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）を制定し、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その

適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

以降、DV 防止法の改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が策定され、市町村においては「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにする」ことを努力義務とされました。

また、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても支援の対象とするなど、その充実を図ってきました。

令和 2 年の法改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化されます。

埼玉県では、平成 13 年の DV 防止法の施行後、平成 14 年に婦人相談センターを設置、平成 24 年に埼玉県男女共同参画推進センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、DV 相談、一時保護をはじめ、被害者に対して専門的な機能を活用した支援や、福祉、保健、医療、警察、司法など各分野との広域的な連携による支援が実施されています。また、平成 29 年 3 月には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」を策定し、これまでの取組を一層進めるとともに、市町村の取組に対する支援を充実し、積極的に DV 対策に取り組んでいます。

（４）さいたま市の取組み

平成 19 年の DV 防止法の改正において、「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすること」が市町村の努力義務とされました。また、基本方針では、「地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止」から「被害者の支援」まで、幅広い施策がその内容となり、被害者に最も身近な行政主体としての役割が市町村に求められました。具体的には、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うこと等となっています。

さいたま市においては、平成 21 年 3 月に策定した「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、平成 23 年 3 月に「さいたま市 DV 防止基本計画」を策定

し、DV 防止と被害者への支援に取り組んでいます。また、身近な行政主体で DV 被害者の支援をするため、平成 26 年 10 月に「配偶者暴力相談支援センター」が設置されました。現在、平成 31 年 3 月に策定した「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の目標 VII「女性に対する暴力のないまちづくり」に基づき、DV の防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

2 計画の基本方針

(1) 計画の位置付け

この計画は、本市のDV防止及び被害者の支援施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

- (1) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) 国の「基本的方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案します。
- (3) 上位計画である、「さいたま市総合振興計画後期基本計画後期実施計画（令和元年12月）」において、「第7章 交流・コミュニティの分野」に規定する「人権尊重社会の実現」における「配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」を目指すための取組として位置づけられています。
- (4) 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成31年3月）の目標Ⅵ「女性に対する暴力のないまちづくり」の重点事項である「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）」に関する総合的な体系を示すものです。

(2) 計画の期間・進行管理

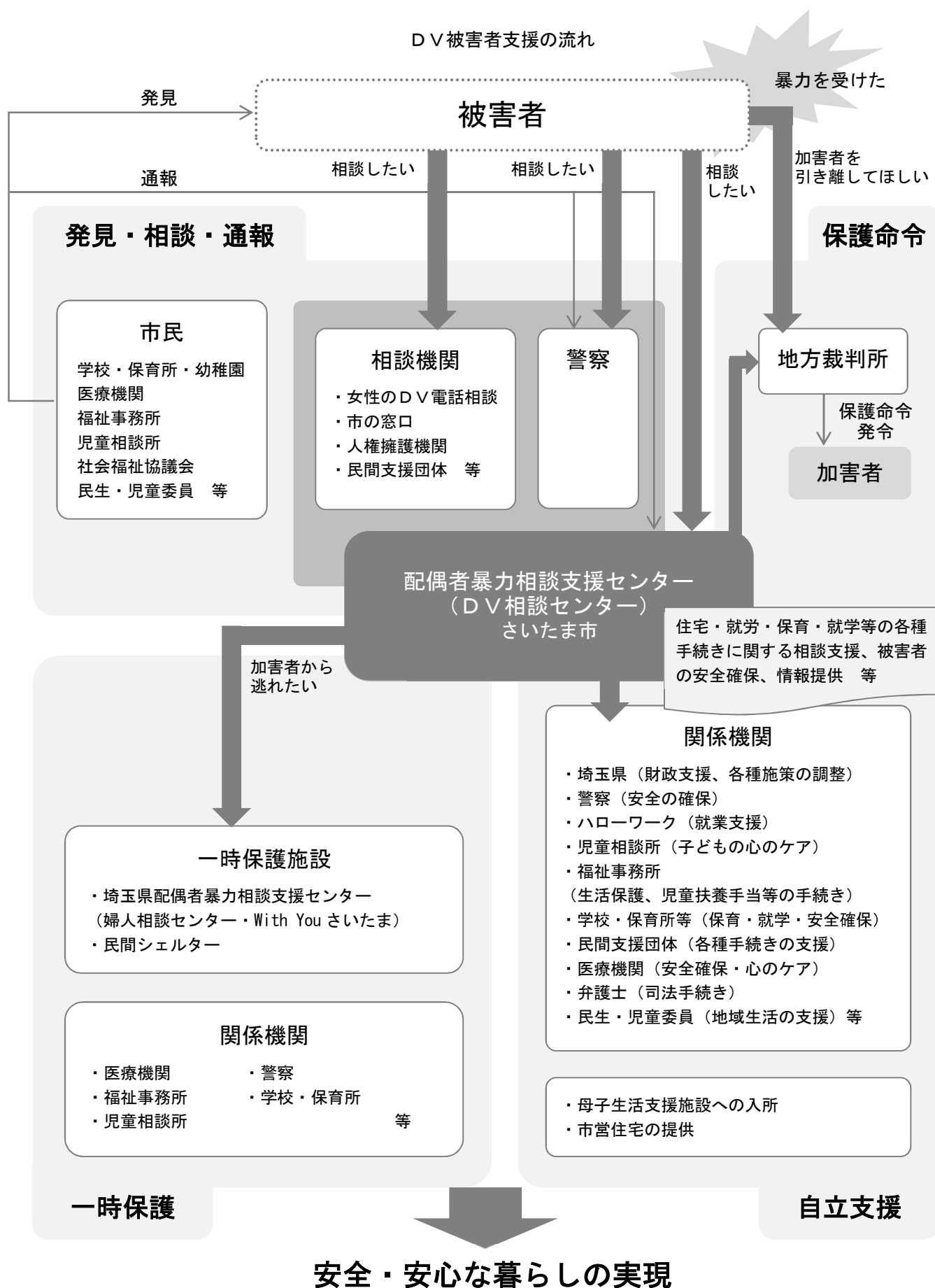
この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画期間中においても、DV防止法の改正や基本的方針の見直し、社会情勢が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

また、この計画の推進に当たっては、計画に掲載された施策及び事業に係る部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。また、各施策の実施状況は、毎年度把握し公表します。

この計画の見直しについては、取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の令和5年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、DV防止法や基本的方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

DV被害者支援の流れ



3 DVとは

DVは、様々な暴力を使って相手を支配する行為であり、被害者の生命や身体、精神的にも重大な危害を与え、また、被害者のみならず、養護する子どもの心身の成長や人格の形成にも深刻な影響を与える、児童虐待ともなる行為です。

DVの形態は様々です。「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

【DVの形態】

(1) 身体的なもの

なぐったりけったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの

刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

- ・ 平手でうつ
- ・ 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・ 刃物などの凶器をからだにつきつける
- ・ 首をしめる
- ・ 引きずりまわす
- ・ 足でける
- ・ げんこつでなぐる
- ・ 髪をひっぱる
- ・ 腕をねじる
- ・ 物をなげつける
など

(2) 精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・ 大声でどなる
- ・ 実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- ・ 何を言っても無視して口をきかない
- ・ 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・ 大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- ・ 子どもに危害を加えると言っておどす
- ・ なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす など

(3) 性的なもの

いやがっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないと
いったもの、夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強制性交等罪に当たる場
合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけでは
ありません）。

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- いやがっているのに性行為を強要する など

(4) 経済的なもの

必要な生活費を渡さない、外で働くなと言ったり仕事を無理やり辞めさせたりな
ど経済的に圧迫するもの。

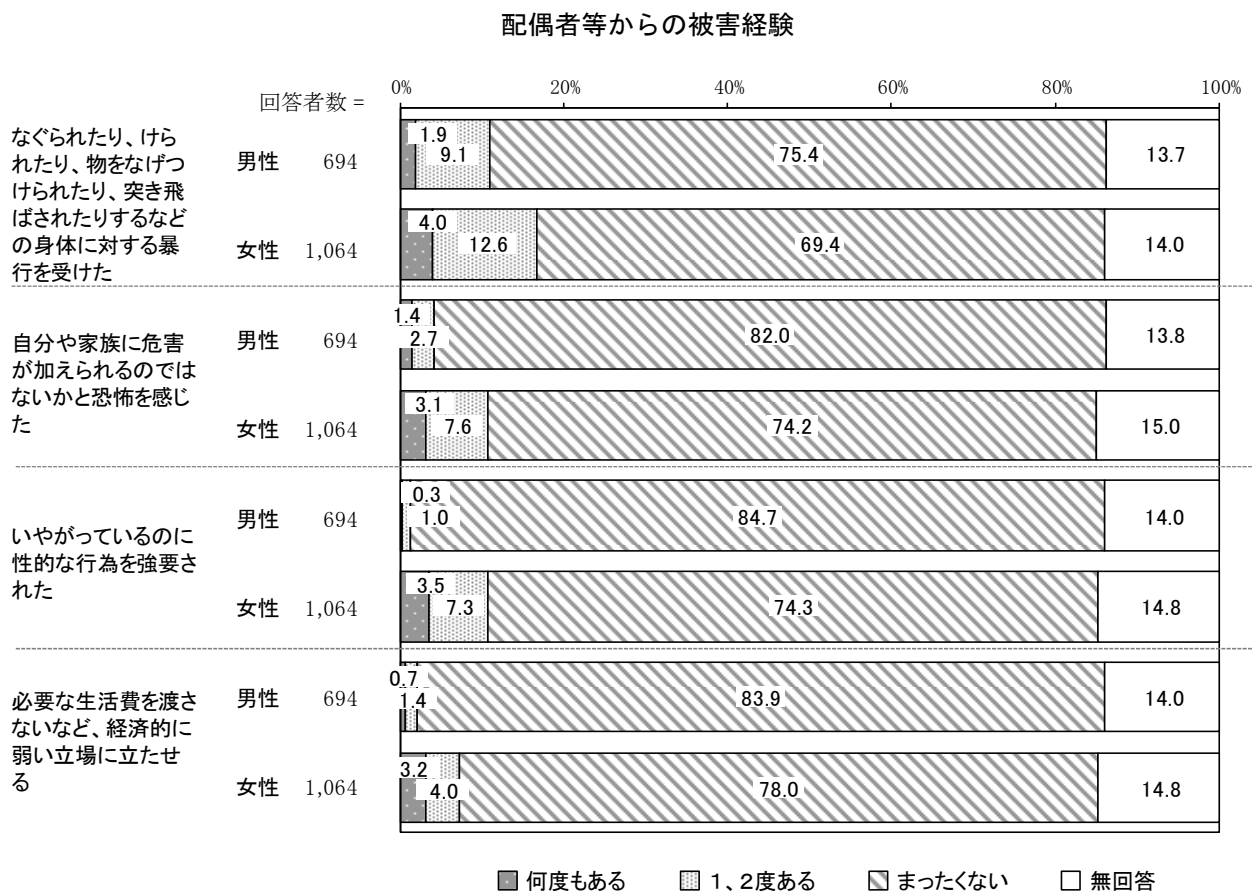
- 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
- 生活費を渡さない
- 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする など

4 さいたま市における配偶者からの暴力の現状と課題

(1) 配偶者等からの被害の実態

① 配偶者等からの被害経験

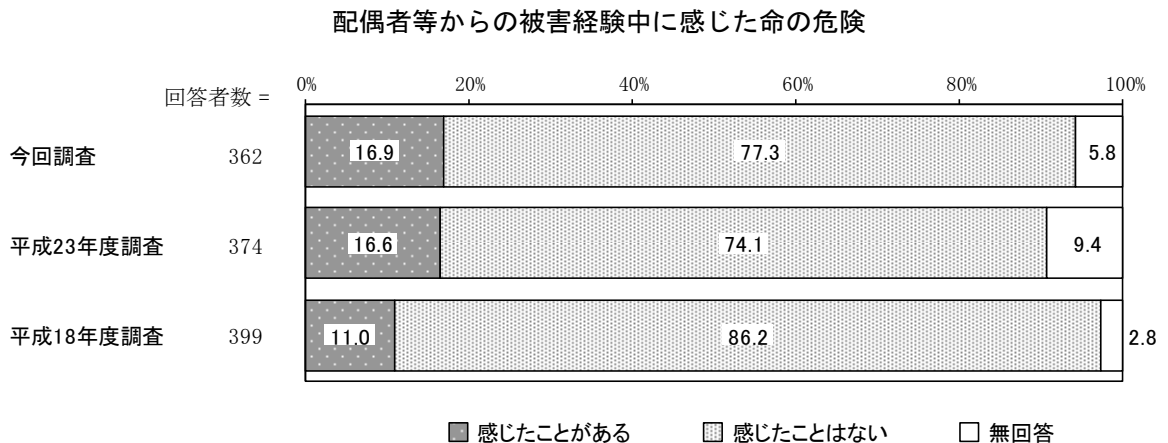
配偶者等からの被害経験については、「なぐられたり、けられたり、物をなげつけられたり、突き飛ばされたりするなどの身体に対する暴行を受けた」、「自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じたなど、被害経験が「あった」という回答は女性が男性を5ポイント以上上回っています。



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成29年）

② 配偶者等からの被害経験中に感じた命の危険

配偶者等からの被害経験中に感じた命の危険について、「感じたことがある」と回答した人は過去の市民意識調査の結果と比較して増加傾向にあり、特に男性は平成 18 年度の 2 倍以上に急増しています。

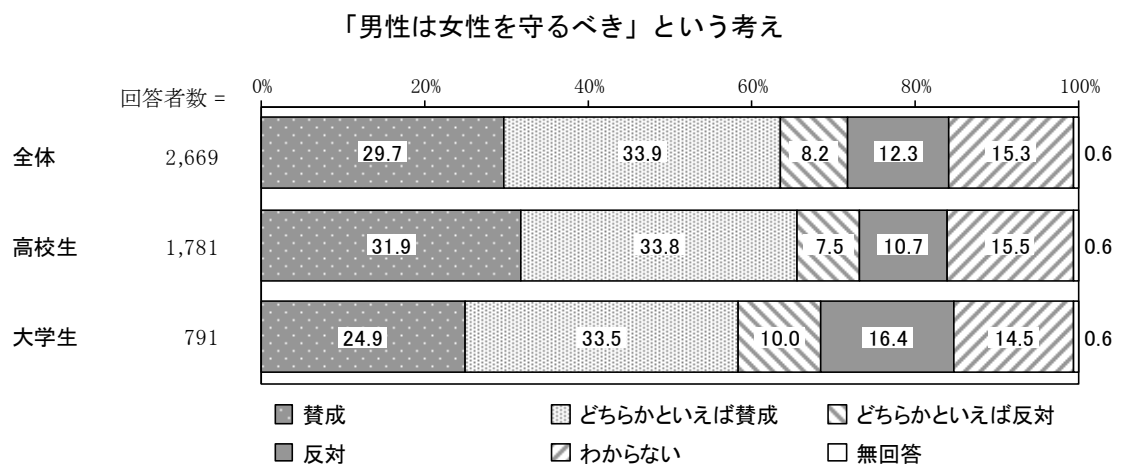


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年）

(2) 若年層における交際相手からの暴力

① 「男性は女性を守るべき」という考え

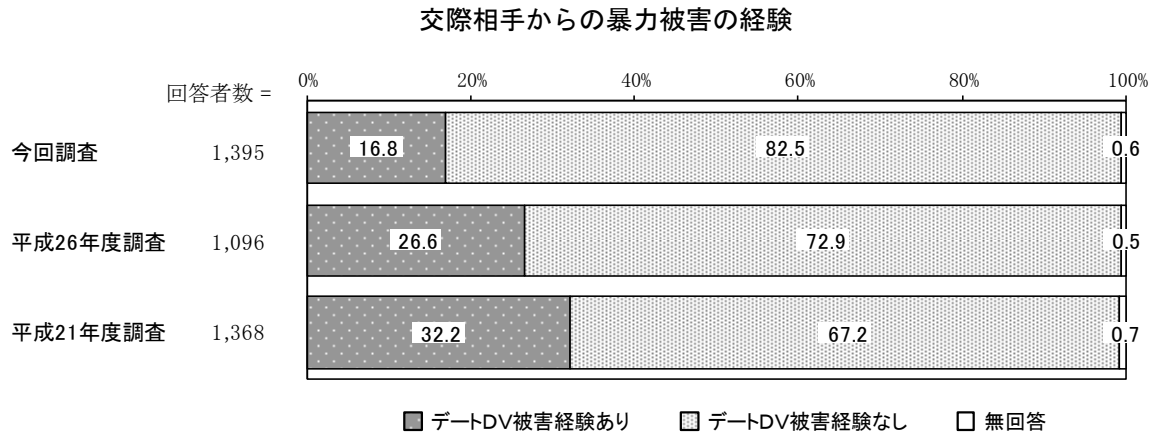
「男性は女性を守るべきだ」について“賛成”が63.6%となっています。また、“賛成”は減少傾向にあり、男女や年代、高校生と大学生に意識差がみられます。



資料：若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書（令和 2 年）

② 交際相手からの暴力被害の経験

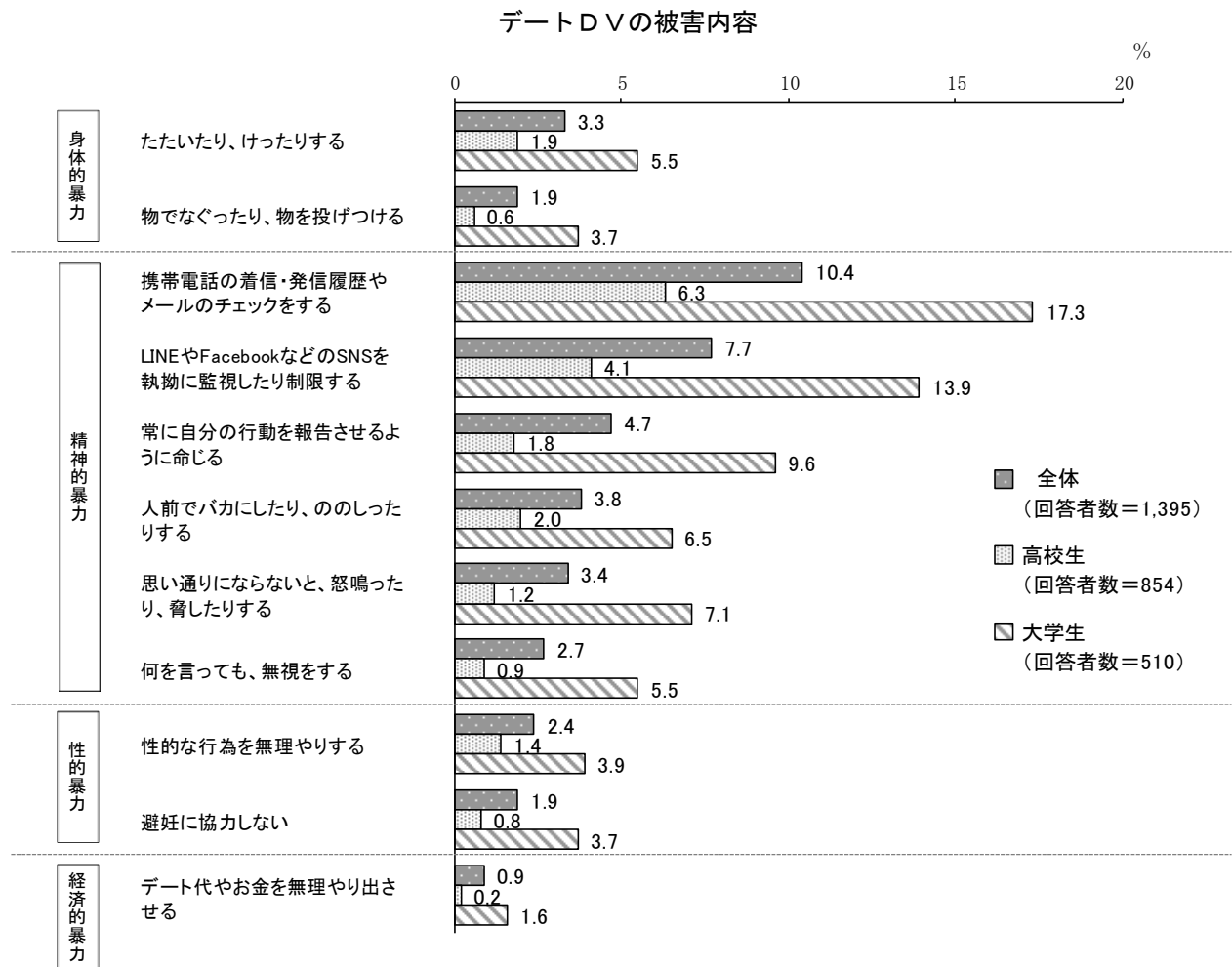
交際相手からの暴力被害があったと回答した人は 16.8%で、平成 26 年度に比べ減少しています。



資料：若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書（令和2年）

③ デートDVの被害内容

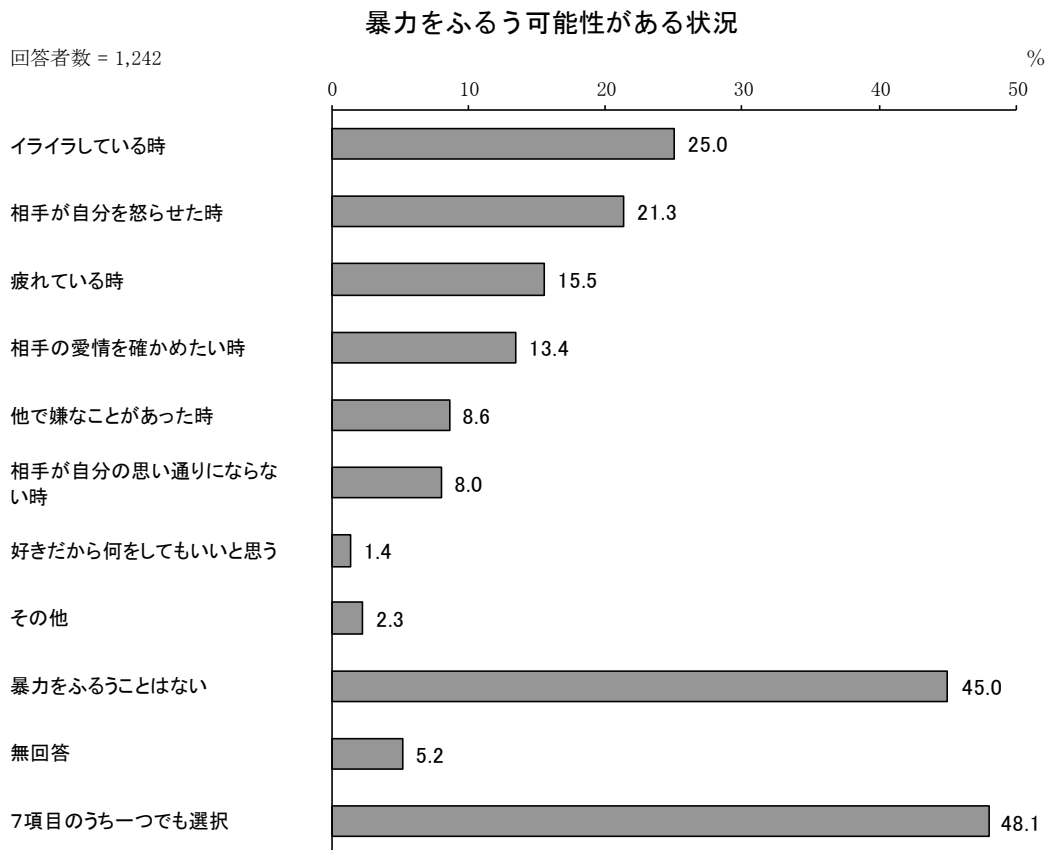
デートDVの被害内容は、「携帯電話の着信・発信履歴やメールのチェックをする」が10.4%、「LINEやFacebookなどのSNSを執拗に監視したり制限する」が7.7%となっています。また、性的暴力や精神的暴力の被害経験について、高校生に比べ、大学生の被害経験が多くなっています。



資料：若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書（令和2年）

④ 暴力をふるう可能性がある状況

交際相手に対して、デートDVの被害経験がない人のうち、今後の暴力行為の可能性が何らかあると回答した人は48.1%となっています。

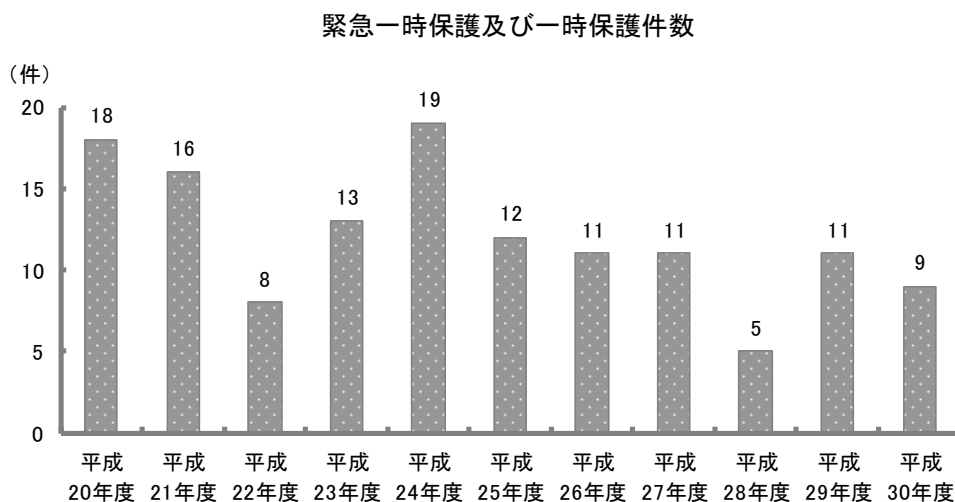


資料：若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書（令和2年）

(3) 相談状況

① 緊急一時保護及び一時保護件数

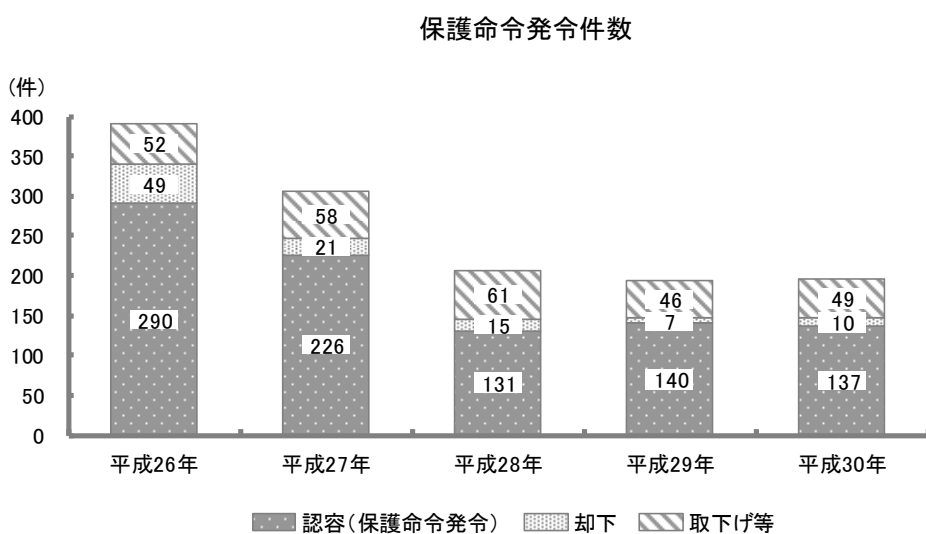
緊急一時保護及び一時保護件数は、平成 24 年度以降減少傾向にあり、平成 30 年で 9 件となっています。



資料：人権政策・男女共同参画課

② 保護命令発令件数

県内における保護命令発令件数は、平成 26 年度以降減少傾向で、平成 30 年度で 137 件となっています。

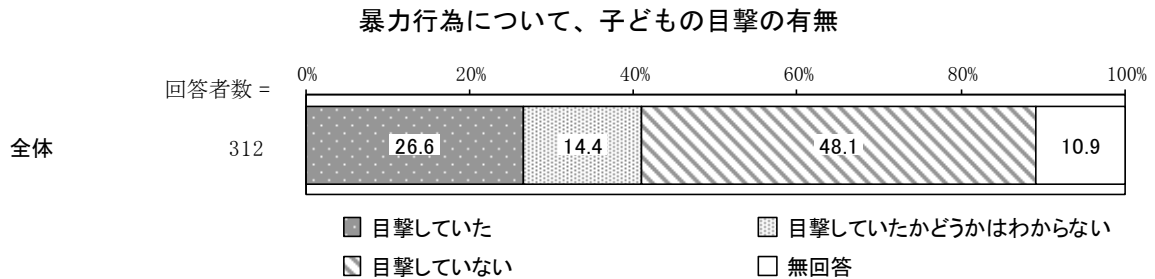


資料：さいたま地方裁判所

(4) 子どもへの影響

① 暴力行為について、子どもの目撃の有無

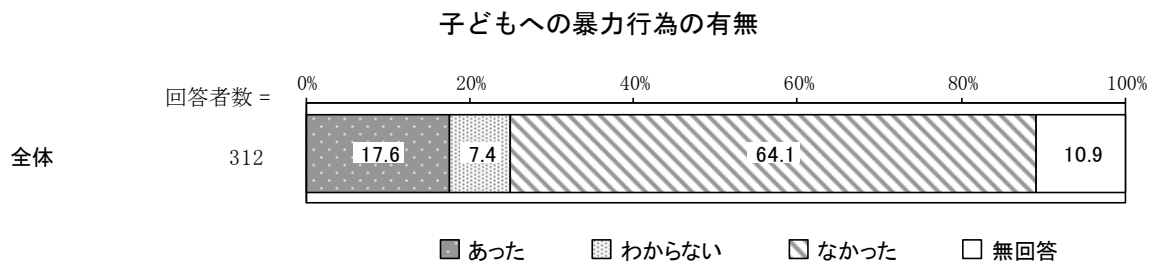
配偶者等からの被害経験があった被害者のうち 26.6%が「子どもは暴力を目撃していた」と回答しています。



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年）

② 子どもへの暴力行為の有無

子どもに対しても暴力行為が「あった」割合は 17.6%となっています。



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年）

基本的な考え方

1 計画の目標

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景に男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視などの問題があります。本市では、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を引き続き計画の目標として、各施策への展開を図ります。

計画の目標

配偶者等からの暴力の根絶と 被害者の自立支援をすすめるまちづくり

2 基本目標

DV 被害の根絶と被害者の自立支援を進めるためには、DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援に至る各段階にわたり、多様な関係機関等による被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要なことから、計画の具体的な目標として、次の5つの基本目標を定めます。

- 基本目標Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進
- 基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実
- 基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

第3章

計画の内容

計画の体系

基本目標	施策の方向	事業名称	担当課
I 絶 人権尊重、DV防止及び根 絶に向けた教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発	1 女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	人権政策・男女共同参画課
		2 女性に対する暴力防止のための情報提供	人権政策・男女共同参画課
	2 学校等における人権教育の推進	3 人権教育の推進	人権教育推進室
		4 各種人権教育研修会の実施	人権教育推進室
	3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充	5 デートDVの防止啓発の推進	人権政策・男女共同参画課
		6 デートDVの防止・啓発	人権教育推進室
II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実	7 通報体制の整備	人権政策・男女共同参画課
		8 通報体制の周知	人権政策・男女共同参画課
		9 被害者の緊急時における一時保護	人権政策・男女共同参画課
	2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	10 DV相談事業	人権政策・男女共同参画課
		11 男性DV被害者支援	人権政策・男女共同参画課
		12 ワンストップサービスの実施	人権政策・男女共同参画課
	3 相談体制の強化と周知	13 婦人相談員研修の実施	人権政策・男女共同参画課
		14 住民相談事業	市民生活安全課
		15 相談体制の強化と周知	市民生活安全課
	4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮	16 多様な被害者への配慮	人権政策・男女共同参画課
		17 外国人のための生活相談	市民生活安全課
		18 多言語生活相談	観光国際課
19 多言語による生活情報誌の発行		観光国際課	

基本目標	施策の方向	事業名称	担当課
Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備・充実	20 母子緊急一時保護事業	子ども家庭総合センター 総務課
	2 被害者及びその関係者に係る情報の保護	21 住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部
	3 自立を支援する各種制度の周知と充実	22 ひとり親家庭等相談	子育て支援政策課
		23 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	子育て支援政策課
		24 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援政策課
		25 多重債務者生活再建安心プログラムの実施	消費生活総合センター
		26 生活保護(被害者の生活の支援)	生活福祉課
		27 民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課
		28 市営住宅の提供	住宅政策課
	29 犯罪被害者等支援事業	市民生活安全課	
4 心身の健康回復への支援	30 精神保健に関する支援	人権政策・男女共同参画課	
Ⅳ 子どもの安全確保 及び必要な支援の充実	1 保育・就学支援	31 保育施設利用における優先入所	保育課
		32 放課後児童クラブの優先入所	青少年育成課
		33 児童生徒の就学支援	学事課
	2 子どもの心のケア	34 子ども(思春期)の精神保健相談の実施	こころの健康センター
	3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実	35 24時間児童虐待通告電話の充実	児童相談所
Ⅴ 関係機関等との連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	36 関係機関支援ネットワーク事業	人権政策・男女共同参画課
		37 相談体制マニュアル等の作成	人権政策・男女共同参画課
		38 民間団体への支援	人権政策・男女共同参画課
		39 要保護児童対策地域協議会事業	子ども家庭総合センター 総務課
	2 職務関係者による配慮	40 関係者研修の実施	人権政策・男女共同参画課
	3 調査研究の推進	41 加害者対策に関する調査研究	人権政策・男女共同参画課
	4 苦情の適切かつ迅速な処理	42 苦情処理の取組み	人権政策・男女共同参画課

基本目標 I 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進

DV 防止法第 24 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるものとするされています。

DV の防止の観点から、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

被害者が受けた暴力の実態の把握や、配偶者等に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、性別を問わず市民に広く認識されることが必要です。

また、DV 防止に向けた啓発を進めるにあたっては、DV には身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれることについて理解を進めることが重要です。

市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないよう、DV を身近な問題として考える上で大きな役割を果たす啓発について、その内容や対象の工夫・拡大を行う必要があります。その一環として、学校教育において、DV 予防教育を行うことにより、男女間だけではなく同性の友人関係、家庭での人間関係などにおいても、暴力のない対等な関係が大切であると気付きを与え、人権意識を高めることができます。人権教育、男女平等教育又は人間関係についての教育を推進し、若年層に対しては、交際相手からの暴力（デート DV）についての積極的な情報提供するとともに、相談しやすい環境を整備します。

(1) 市民への意識啓発

市民一人ひとりが、DVをより身近な問題として考え、被害者にも加害者にもならないために、パンフレットの配布など直接市民の手元へ届く啓発のほか、講座や講演会等を継続して行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
1	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年 11 月 12 日～25 日)を周知します。・女性に対する暴力防止をテーマにした講座や講演会を開催します。・相談窓口の周知のため、パンフレットの作成・配布を行います。・外国人のDV被害者に対して、パンフレット等で支援に関する適切な情報を提供します。	人権政策・男女共同参画課
2	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	人権政策・男女共同参画課

(2) 学校等における人権教育の推進

暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、学校等における人権教育を充実し、豊かな人権感覚を育むための研修会・講演会などを開催します。

事業番号	事業名	内容	担当課
3	人権教育の推進	市立各学校では、教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力など、男女共同参画の視点に立った教育を推進しています。また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、(第3版)人権教育指導プラン(教師用)を活用した人権教育の充実を目指します。	人権教育推進室
4	各種人権教育研修会の実施	市立学校における児童生徒、教職員、保護者の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、DVを含む人権教育研修会・講演会などの開催をします。	人権教育推進室

(3) 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充

DV防止は、若年層のうちから配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有効です。リーフレットの配布や講座、研修会の実施により若年層を対象とした啓発を行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
5	デートDVの防止啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関と連携を図り若年層を対象とした、リーフレットの配布や出前講座を実施します。	人権政策・男女共同参画課
6	デートDVの防止・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校及び高等学校の生徒に対して、デートDV防止リーフレット等を作成し、配付します。 市立中学校及び高等学校教職員に対しても、デートDV防止の視点を踏まえた研修会を開催します。 	人権教育推進室

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DV は、一般的に外部からの発見が難しい家庭内において行われるケースが多いため、潜在化しやすいという特性があります。被害者も加害者からの報復、家庭の事情やDVが重大な人権侵害であるという認識の欠如など、様々な理由から支援を求めることをためらうケースや相談に至らないケースも少なくありません。特に、男性は女性に比べ被害を周囲に相談しない傾向にあることから、男性DV被害者に対する支援策についても検討し、男性DV被害者の自立等を支援していきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されています。庁内関係機関においては、被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を深めるとともに配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携体制を強化します。

また、各相談窓口で相談内容の情報連携・共有方法についての検討を進め、被害者の安心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図れるように相談体制の充実を目指すとともに、相談員・職員に対しては研修などを実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上に努めます。

さらに、相談者の過酷な経験の話を聴くことで、相談員・職員自身が、精神的・感情的に影響を受けてしまう場合もあります。そこで、高度な専門知識を有する専門家等によるスーパービジョン等を実施し、専門的立場からの助言、指導を受け相談時に感じた不安や迷いを払拭することや、加害者等からの追及等に対しては、組織として対応する必要があります。

なお、日本語でコミュニケーションがとれない外国人や生活の自立が困難である障害者、介護を必要としている高齢者などが被害者である場合に、加害者の元を離れた後の生活等に不安があるため、離れる選択ができない場合もあります。障害者に対する虐待や介護疲れによる高齢者虐待など、加害者と被害者の関係性も多様化していることを踏まえ、ネットワークの拡充及び庁内関係機関との連携を図りながら、多様な被害者支援を実施します。

(1) 早期発見・通報体制の整備・充実

DV被害は、外部からの発見が難しく潜在化・深刻化しやすい特徴があります。庁内、庁外関係機関と協力し、被害者の早期発見に努めるとともに広く各種相談窓口について周知します。

事業番号	事業名	内容	担当課
7	通報体制の整備	庁内、庁外関係機関との連携をより強化し、DV被害者の早期発見に努めます。	人権政策・男女共同参画課
8	通報体制の周知	DV被害者の早期発見に努める必要があるため、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」などにおいて、DV相談や悩み相談などの各種相談窓口について周知します。	人権政策・男女共同参画課
9	被害者の緊急時における一時保護事業	面接相談などにより緊急一時保護が必要と判断した場合は、埼玉県婦人相談へ一時保護を依頼します。	人権政策・男女共同参画課

(2) 配偶者暴力相談支援センター機能の充実

被害者が、暴力を受けることなく安全に生活するためには、被害者が支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要です。しかし、暴力により被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくありません。

さいたま市DV相談センターでは、「女性のDV電話相談」による被害者の発見と適切な情報の提供に努めるほか、潜在化しがちな男性のDV被害者についての対策を検討し、男女ともに被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

事業番号	事業名	内容	担当課
10	DV相談事業	さいたま市DV相談センターにて婦人相談員がDV被害者の相談に応じ、必要な情報提供を行う「女性のDV電話相談」を実施します。	人権政策・男女共同参画課
11 【新規】	男性DV被害者支援	本市の男性DV被害者対策の検討に向け、国、県、他市、民間団体等での対応を調査、研究します。	人権政策・男女共同参画課
12	ワンストップサービスの実施	関係する庁内各課において、DV被害者の情報共有を図り、事務手続き等についてワンストップ対応します。	人権政策・男女共同参画課

(3) 相談体制の強化と周知

被害者支援に当たっては、孤立して悩むことなく相談できるように広く周知することが必要です。今後の生活について、被害者の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用することで、様々な支援に係る情報等を得られるように相談員の資質向上や関係する相談窓口の周知を行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
13	婦人相談員研修の実施	婦人相談員の資質向上のため、DV相談に関係する専門家を講師に招き、研修及びスーパービジョンを実施します。	人権政策・男女共同参画課
14	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	市民生活安全課
15	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。	市民生活安全課

(4) 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮

被害者支援に当たっては、被害者の国籍や障害の有無等を問わずプライバシーの保護や安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮します。

また、被害者が外国人、障害者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいことにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立ち配慮します。

事業番号	事業名	内容	担当課
16	多様な被害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による相談を実施します。 ・高齢者、障害者の担当所管課等との連携体制を強化します。 	人権政策・男女共同参画課
17	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスをを行います。(言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語。)	市民生活安全課
18	多言語生活相談	さいたま市の国際交流の拠点である国際交流センターにおいて、外国人市民を対象とした中国語(火曜日)、英語(水曜日)、韓国・朝鮮語(木曜日)での相談を実施します。また、ボランティアによる簡易相談窓口(月～木曜日)を設置し相談・情報提供等を行います。	観光国際課
19	多言語による生活情報誌の発行	外国人市民が、地域の一員として生活する上で必要な情報等を提供する、生活情報誌「ぷらら」を多言語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語)で発行します。	観光国際課

基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、関係機関や民間団体が持つ機能や制度を活用していくことが不可欠です。

さらに、被害者の状況から一時保護が必要な場合、県の婦人相談所に保護を依頼することになるため、市町村は婦人相談所までの同行支援や自立に向けた各種手続きを関係機関等と調整するなど、県と密接に連携体制を構築しながら被害者の支援にあたります。

また、被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めます。

なお、被害者の生命又は身体の安全を確保するのに有効な法的手段として、DV 防止法による保護命令があります。裁判所が行う保護命令制度の利用については、情報の提供や助言、関係機関への連絡その他の援助を行うことも、市町村の重要な役割となっており、より一層強化していきます。

(1) 安全な保護体制の整備・充実

配偶者からの暴力等で心身の危険性があり、緊急に保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設へ入所させ、安全を確保し必要な支援を行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
20	母子緊急一時保護事業	現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にして生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母子（子は義務教育終了前に限る）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。	子ども家庭総合センター 総務課

(2) 被害者及びその関係者に係る情報の保護

被害者支援を行う際には、被害者及びその関係者の安全の確保を最優先し、被害者の居所や支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうことがないよう、被害者に係る情報の保護・管理を徹底します。

事業番号	事業名	内容	担当課
21	住民基本台帳の閲覧等の制限	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者およびその関係者に関する情報管理を徹底します。	区政推進部

(3) 自立を支援する各種制度の周知と充実

被害者が安心して自立を目指すため、生活上の悩み、就業機会や住宅の確保、生活費の確保等、社会資源を十分に活用できるよう、関係機関が連携を図り切れ目のない支援に取り組みます。

事業番号	事業名	内容	担当課
22	ひとり親家庭等相談	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員が就業についての相談や生活相談に応じます。	子育て支援政策課
23	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。	子育て支援政策課
24	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。	子育て支援政策課
25	多重債務者生活再建安心プログラムの実施	職員（消費生活相談員）が多重債務者の発見を行い、庁内外の関係機関への案内等連携を図ることで、多重債務問題に起因する諸問題の総合的解決に向かうよう消費生活相談を実施します。	消費生活総合センター
26	生活保護(被害者の生活の支援)	生活に困窮する被害者の最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行うため、生活保護法に基づき、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行います。	生活福祉課

事業番号	事業名	内容	担当課
27	民間賃貸住宅への入居支援	DV被害者等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	住宅政策課
28	市営住宅の提供	DV被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認め生活の場を提供します。	住宅政策課
29 【新規】	犯罪被害者等支援事業	市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援をします。	市民生活安全課

(4) 心身の健康回復への支援

被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要があります。このため、被害者が自分の心と向き合い自分らしい人生を取り戻すための講座や、カウンセリングを実施します。

事業番号	事業名	内容	担当課
30	精神保健に関する支援	被害者が自分の心と向き合い自分らしい人生を取り戻すための講座として「傷ついた心のケア講座」を実施します。また、必要な方には専門家によるカウンセリングを実施します。	人権政策・男女共同参画課

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実

子どもの目の前でDVが行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。

また、DVの特性として、DV被害者は暴力的環境の中で生きており、自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっていても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図るためにも、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、他の関係機関等も含む相互の連携協力を強化します。

さらに、子どもについては、DVを目撃したことによる心理的虐待や、転居や転校をはじめとする生活環境の変化など、避難後も大きなストレスを受けている状況にあり、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要となります。

DV被害者の自立した生活を支援するため、関係機関等は援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度を利用できるよう、より一層の情報提供に努めます。

(1) 保育・就学支援

被害者の保護と自立支援を図る上で、極めて重要である子どもの就学・保育等について、教育委員会や学校、保育所等の関係機関と連携し、被害者及び子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。

事業番号	事業名	内容	担当課
31	保育施設利用における優先入所	保育施設利用の際の利用調整(選考)において、虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるよう配慮します。	保育課

事業番号	事業名	内容	担当課
32	放課後児童クラブの優先入所	入室を希望する方が各放課後児童クラブの定員を超え、選考になった場合、入室を必要とする理由や世帯状況などを指数化し、その指数が高い方から入室となります。DV被害者の入室申込の場合は相談センター等が発行する証明書の提出により、ひとり親家庭と同様に入室の必要性が高いものとみなし、指数を高く設定することで、優先的に入所できるよう配慮します。	青少年育成課
33	児童生徒の就学支援	住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて、就学援助制度について案内を行います。	学事課

(2) 子どもの心のケア

DVが行われている家庭にいる子どもは、DV行為の目撃がなくても、心理的虐待を受けており、心に大きな傷を抱えています。そのため、虐待に十分注意しながら、悩みや問題を抱える子どもとその家族や関係機関を対象に、電話や面接等による相談やグループ活動による支援を行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
34	子ども(思春期)の精神保健相談の実施	「子どもの精神保健相談室」にて、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に電話や面接等にて心の問題に関する相談を行っている他、グループ活動による支援を実施しています。	こころの健康センター

(3) 児童虐待の早期発見・通報体制の充実

市民一人ひとりが地域の子どもや保護者に関心を持つことが、児童虐待の未然防止や早期発見につながります。「虐待かもしれない」「近くで子育てに悩んでいる人がいる」「近所に気になる子どもがいる」などの電話を24時間365日受け付け、児童虐待の防止に努めます。

事業番号	事業名	内容	担当課
35	24時間児童虐待通告電話の充実	児童虐待通告電話を24時間365日実施しています。	児童相談所

基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

DV 防止及び被害者の保護に資するため、先進事例や各種の調査結果等を施策の推進に極力反映させるとともに、支援に関し被害者から苦情の申出があった際は、適切かつ迅速に対応していきます。

近年、相談件数は増加傾向にあり、また、その相談内容も複雑化してきていることから、従来の相談支援の手法では対応が困難なケースが発生する可能性も考えられます。

今後も、民間団体・公的機関が持つ最新の福祉資源の把握や、実例を通じた支援方針の検討・共有を図り、常に最新かつ適切な支援が実施できるよう、DV 防止連携会議やケース会議、対応マニュアル等の充実を図ります。また、DV の再発を防止するため、DV 加害者に対する支援等を検討します。

(1) 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化

被害者の適切な保護や自立支援を図るために、一時保護や自立支援等の様々な段階において、緊密に連絡調整を行うことで関係機関が認識を共有しつつ、相互に連携を図るために「(仮) 関係機関ネットワーク会議」を開催し、連携を強化します。また、先進的な支援策等を調査、研究し「(仮) DV 対応マニュアル」を作成し、関係機関において活用します。

被害者支援に当たっては、民間団体の理解と協力が不可欠です。DV 防止及び保護のために活動する民間団体に対し、補助金を交付しその活動を支援します。

事業番号	事業名	内容	担当課
36 【新規】	関係機関支援ネットワーク事業	「(仮) 関係機関ネットワーク会議」を設置し、年間4回開催します。 ・代表者(課長級)年間2回、年度初めと年度末 ・実務者(担当者)年間2回	人権政策・男女共同参画課
37 【新規】	相談体制マニュアル等の作成	庁内・庁外関係機関が持つ最新の福祉資源の把握や他市で実施している先進的な支援策等を調査、研究し「(仮) DV 対応マニュアル」を作成し、関係機関において活用します。	人権政策・男女共同参画課
38	民間団体への支援	DV 被害者保護に取り組む民間団体を対象に、補助金を交付します。	人権政策・男女共同参画課

事業番号	事業名	内容	担当課
39 【新規】	要保護児童対策地域協議会事業	庁内外の関係機関の代表者レベルが集まり、要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための環境整備や情報共有、実態把握、活動状況の評価、関係機関の連携に関する課題の解決を協議する場である代表者会議の開催回数について、従前から引き続き、年1回程度開催します。	子ども家庭総合センター 総務課

(2) 職務関係者による配慮

被害者が安心して相談し適切な支援を受けるためには、職務関係者がDVの特性について十分に理解し、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要です。二次的被害防止のためにも、職務関係者に対してDVに関する理解を深めるための研修を行います。

事業番号	事業名	内容	担当課
40	関係者研修の実施	関係機関等の職員を対象にDV予防・防止啓発に関する研修を行います。	人権政策・男女共同参画課

(3) 調査研究の推進

DV防止及び被害者の保護に資するため、国、県、他自治体や関係機関における調査・研究結果を把握するとともに、実態調査を行うことで、加害者の実態について把握し、加害者対応について検討します。

事業番号	事業名	内容	担当課
41 【新規】	加害者対策に関する調査研究	本市のDV加害者対応の検討に向け、国、県、他市、民間団体等での対応を調査、研究します。	人権政策・男女共同参画課

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理

被害者の保護に係る職員職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けた際には、別の相談員による対応を実施し、適切かつ迅速に対処するように努めます。

事業番号	事業名	内容	担当課
42	苦情処理の取組み	被害者支援への取組みに対する苦情に対して、苦情を受けた際には別の相談員による対応を実施します。	人権政策・男女共同参画課



資料編

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章保護命令（第十条―第二十二条）

第五章雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ

の婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及び

その内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生

ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

2 さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成 15 年 3 月 14 日
さいたま市条例第 38 号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

(1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。

(2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。

(3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。

(5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。

(6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。

(7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。


(さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止)


2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成13年さいたま市条例第290号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

3 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について 諮問書及び答申書 写し

<p>市市人第121号 令和元年5月23日</p>
<p>さいたま市男女共同参画推進協議会 会長 田代美江子様</p>
<p>さいたま市長 清水勇人</p> 
<p>第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について（諮問）</p>
<p>平成28年3月に策定した「第2次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」が令和2年度末で計画期間が満了することに伴い、新たな基本計画を策定します。</p> <p>つきましては、第3次基本計画はいかにあるべきか、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第10条第2項（平成15年3月14日条例第38号）の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。</p>

<p>さ男女協第10号 令和2年3月23日</p>
<p>さいたま市長 清水勇人様</p>
<p>さいたま市男女共同参画推進協議会 会長 田代美江子</p> 
<p>第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について（答申）</p>
<p>令和元年5月23日付市市人第121号で諮問のありました、第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画について、本協議会で審議、検討した結果、別紙「答申書 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について」のとおり答申いたします。</p>

4 さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

月 日	事 項	内 容
令和元年 5月23日	令和元年度第1回 (第71回協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次さいたま市DV防止基本計画の策定について市長からの諮問 「第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について（諮問）」 ・DV防止基本計画策定スケジュールの検討
令和元年 10月18日	令和元年度第3回 (第73回協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書（素案）の検討
令和2年 1月22日	令和元年度第4回 (第74回協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書（案）の検討
令和2年 3月23日	令和元年度第5回 (第75回協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項に対する市長への答申 「答申書 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について」の提出

注) 令和元年7月10日に開催された令和元年度第2回（第72回）では、「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの外部評価」などについて、審議しました。

5 さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

令和2年5月1日現在(敬称略、五十音順)

	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	○飯島 絵理	女性センター研究員
	◎田代 美江子	大学教授
	堀越 栄子	大学名誉教授
	南 まゆ子	会社社長
	吉田 龍太郎	大学講師
関係団体代表者	猪木 あすか	弁護士会
	濱田 奈津子	医師会
	白石 学	労働団体
	鈴木 利彦	P T A協議会
	竹内 僚子	経済団体
	山崎 秀雄	福祉団体
	若生 和子	男女共同参画推進団体
市 民 代 表 者	岩見 真里子	市民公募
	宇田 和子	市民公募
	倉岡 舞	市民公募
	鈴木 孝幸	市民公募
	田中 亜弓	市民公募
	宮嶋 順也	市民公募
関係行政機関職員	手塚 和子	埼玉労働局
市 職 員	織田 真由美	市民生活部長

◎会長 ○会長職務代理者